

ナミビア月報

(2016年8月)

在ナミビア日本国大使館

【内政】

- 司法の危機回避（オランダ人の子供に出生証明書発給へ）
- ガインゴブ大統領、三つの経済関連法案に署名
- 「英雄の日」（独立闘争時の英雄を追悼する国家行事）の地方開催

【外交】

- アフリカ干ばつ会議開催
- TICAD VI にクーゴングルワ＝アマディーラ首相出席
- ガインゴブ大統領、SADC 首脳会議に出席

【経済】

- ガソリン価格据え置き
- ナミビア、SADC・EU の EPA 協定批准書に署名
- 7月の消費者物価指数（CPI）は先月と同じ6.7%
- 公定歩合7%を維持
- 外国航空会社、続々とナミビア市場に参入
- ナミビア農地の外国人保有状況

【社会】

- 国連人権委員会、ナミビアにGLBT への法的対応を求める

1. 内政

- 司法の危機回避（オランダ人の子供に出生証明書発給へ）

オランダ人の両親（労働査証保有者）の下にナミビアで出生し子供の国籍に関する最高裁の判決を無視する形で先月、政府は国籍法改正案を国民議会に提出し法曹界から一斉に反発を招いたが、2日、閣議に於いて、同人への出生証明書を速やかに発給することを決定。また、翌3日、上院に当たる国民評議会は右法案を否決し、国民議会に差し戻した。これにより、同法案は国民議会に於いて廃案手続きがとられる予定。

- ガインゴブ大統領、三つの経済関連法案に署名

12日、ガインゴブ大統領は、次の三つの法律に署名。

- ① ナミビア投資促進法(Namibia Investment Promotion Act)

1990年の投資法（1993年に改正）にとって変わる新たな投資関連法。細則がまだできておらず施行は11月以降の見通し。新法では、投資所管大臣（現在は産業化・貿易中小企業開発大臣）が投資を許可する際に考慮される要件や、投資が制限される分野等について現行の投資法より詳しく規定。現行の投資法の下で許可された投資案件は新法の下でも継続されることを明記。

② 反腐敗法改正法(Anti-Corruption Amendment Act)

現行の反腐敗委員会（Anti-Corruption Commission）のトップの肩書きを「Director」から「Director-General」に変更、また、次官(Permanent Secretary)を置くなど、同組織の格上げ・強化を目的とする法律。

③ 会社・知的財産局法(Business Intellectual Property Authority Act)

会社登記及び知的財産権登録を行う機関として、会社・知的財産局（BIPA）に法人格を付与するための法律。BIPAの所管大臣は貿易担当大臣（現在では「産業化・貿易・中小企業大臣」）

● 「英雄の日」（独立闘争時の英雄を追悼する国家行事）の地方開催

本年はナミビア独立闘争が始まり50周年目にあたり、26日の「英雄の日」の式典がウォルヴィスベイ市において開催（例年は首都ウィントフック市で開催）され、ガインゴブ大統領他政府要人が出席した。

2. 外交

● アフリカ干ばつ会議開催

15日～19日、ナミビア環境・観光省は国連（国連砂漠化対処条約事務局）との共催により、アフリカ干ばつ会議を開催。SADC諸国を中心に27カ国から400名の参加者が参加し「アフリカにおける干ばつリスクマネジメントと強靱性の強化に関する戦略的枠組み」を採択。最終日には右枠組みの実施や、アフリカ大陸全域をカバーする干ばつ監視と早期警報システムの構築等を謳う「アフリカの干ばつに対する強靱性拡大のためのウィントフック宣言」を採択。

● TICAD VI にクーゴンゲルワ＝アマディーラ首相出席

27日及び28日の二日間にわたり、アフリカ開発会議（TICAD）の第6回会合（TICADVI）が、初めてアフリカ（ケニアのナイロビ）で開催された。ナミビアからは、クーゴンゲルワ＝アマディーラ首相がガインゴブ大統領の代理として出席。アルウエンド経済計画大臣兼国家計画委員会長官、ムシェレンガ国際関係・協力副大臣、ナンゴンベ在京ナミビア大使及び関係省庁から多数が出席した。

● ガインゴブ大統領、SADC 首脳会議に出席

30日及び31日にスワジランドで開催された南部アフリカ開発共同体（SADC）首脳会議にガインゴブ大統領が出席。大統領にはナンディ＝ンダイトワ副首相兼国際関係・協力相、

ンガチゼコ産業化・貿易・中小企業開発相及びシュレットヴァイン蔵相が同行。

3. 経済

●ガソリン価格据え置き

鉱山・エネルギー省は、8月のガソリン価格を据え置き、無鉛ガソリンはN\$10.94/l、また、ディーゼルは、N\$10.62/l (Diesel 500pm) 及びN\$10.67/l を維持すると発表。

●ナミビア、SADC・EUのEPA協定批准書に署名

10日、ナンディ＝ンダイトワ副首相兼国際関係・協力大臣は、SADC・EUのEPA協定批准書に署名した。

●7月の消費者物価指数（CPI）は先月から0.6ポイント上昇し7.0%

国家統計局（NSA）が公表した7月の消費者物価指数（CPI）は前年同月比7.0%で、前月より0.3ポイント上昇。

●公定歩合7.0%を維持

17日、ナミビア中央銀行は、公定歩合(repo rate)について現行の7.0%を継続する旨公表。

●外国航空会社、続々とナミビア市場に参入

22日、オランダ KLM 航空は、現在アムステルダム・ルアンダ（アンゴラ）間で運航している同社便を10月からウィントフックにまで延長すると発表。運航は週三便（水、土、月）の予定。

29日付ナミビアン紙は、10月からエチオピア航空が現在アジスアベバ・ハボロネ（ボツワナ）間で運行している同社便をウィントフックにまで延長する見込みであると報じた。

ナミビアへはコンドール航空が既にフランクフルト及びミュンヘン（7月開始）から直行便を運行させている。カタール航空のドーハ・ウィントフック便も28日から週3便（水、金、土）就航。

●ナミビア農地の外国人保有状況

25日付け各紙は、土地改革省担当局長の話として、ナミビアの農地の外国人による所有状況（総面積約120万ha、247農地）について報道。以下はそれを取りまとめたもの。なお、同担当局長によれば、上記120万haに加え、21万ha、34農地がナミビア人とのジョイントベンチャーとして存在すると語った。

Nationality	No. of farms	Measurement(ha)
Germans	129	630 000

South Africans	81	350 000
Australians	14	49 000
American	7	82 000
Swiss	6	43 000
Italians	4	13 000
British	2	13 000
Spanish	1	13 000
Chinese	1	40 001
Canadian	1	3 000
Dutch	1	4 000

4. 社会

●国連人権委員会、ナミビアに GLBT への法的対応を求める

17日、ナミビアを訪れていた国連人権委員会事務局関係者が、4月に同委員会が公表した国連規約に基づくナミビアにおける人権保護状況に関する報告書を、ナミビア政府に提出した。上記報告書では、ナミビアではGLBT(ゲイ、レズ、バイセクシャル、トランスジェンダー)に対する差別、ハラスメント、暴力が散見されることを懸念し、これらに対する差別を明示的に禁止する法制度の導入を求めている。ナミビア憲法では同性愛に関して規定は存在しないが、慣習法(common law)により男性同士の性行為(sodomy)は処罰の対象となっており、上記報告書は右慣習法の廃止も求めている。

これに関し、カワナ法務大臣は、慣習法は存在するとしつつも、事実上、同性愛を理由に処罰されることはないと言明。法制度の変更については、要すれば、国民の意見を取り入れつつ時間をかけ行う必要がある、と述べた。

(了)